

## 福祉のまちづくり条例施行規則の改正（道路・公園の整備基準の改正等）について

### 1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の改正により、バリアフリー法の委任を受け、道路に関するバリアフリーの基準を定めた「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例」及び都市公園に関するバリアフリーの基準を定めた「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」が平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則においても、道路及び公園のバリアフリーの基準を定めているため、分かりやすさの観点から、バリアフリーの基準を規定している上記条例との整合性を図るための改正を行います。

また、福祉のまちづくり条例及び条例施行規則に規定する一般都市施設整備基準、指定施設整備基準に適合した施設に対して交付している「適合証」及び表示板交付基準に適合した施設に対して交付している「表示板」について、より望ましい施設整備がなされている施設であることを広く市民の皆様にご存知いただくためのものとなるよう、様式を改正します。

### 2 意見公募の実施

資料 3－1 のとおり

### 3 改正概要

#### (1) 資料 3－2 「道路の整備基準原案」

<改正のポイント>

- ・原則として、整備項目の構成、文言を「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例」と整合を取ります。

#### (2) 資料 3－3 「公園の整備基準原案」

<改正のポイント>

- ・原則として、整備項目の構成、文言を「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（以下「公園バリアフリー条例」という。）」と整合を取ります。
- ・公園バリアフリー条例と整合を図る上で、福祉のまちづくり条例施行規則に規定すべきと考える基準を新たに追加します。
- ・公園の便所について、「建築物」の「便所」の基準の適合を求めていくため

の所要の改正を行います。

- ・公園バリアフリー条例が適用される都市公園法に基づく公園は、公園バリアフリー条例の基準の遵守が義務付けられるため、都市公園法に基づく公園に限り、公園バリアフリー条例と同じ基準については、福祉のまちづくり条例の基準適用を除外します。

(3) 資料3-4「適合証及び表示板様式原案」

<改正のポイント>

一般都市施設整備基準、指定施設整備基準及び表示板交付基準に適合した際は、それぞれ「一般都市施設整備基準適合証」「指定施設整備基準適合証」「表示板」を交付します。これらを親しみのある分かりやすいデザインに変更することで、掲示のある施設が、福祉のまちづくりの観点からよりよい整備がなされている施設であることを広く市民の皆様に知っていただくためのものとなるようにします。

4 スケジュール

平成 25 年 8 月 8 日	第 34 回推進会議（道路・公園の基準等改正原案確定）
9 月下旬	福祉のまちづくり条例施行規則（道路・公園の基準等の改正）の公布
平成 26 年 1 月	改正福祉のまちづくり条例及び施行規則 施行